

# 仁淀川町地域おこし協力隊受入委託業務 仕様書

## 1. 業務の目的

本業務は、募集制度を活用し、事業の推進により地域の元気づくり、地域の活性化の新たな展開を図るために地域おこし協力隊を募集し、協力隊員の受入体制を整え、町の地域おこし協力隊事業のさらなる活性化を図る。

また、人材育成と地域づくり戦略として、地域おこし協力隊の受入業務から日々の活動を支援し、隊員が地域に溶け込むことのできる関係を構築することで、任期満了後の定住率の向上を図ることを目的とする。

## 2. 業務の概要

### (1) 受入業務、募集等支援

- ・地域おこし協力隊制度を活用する募集や企画、起業支援、ミッション作成支援、情報発信等、地域おこし協力隊員の受入業務を行う。
- ・地域おこし協力隊員の募集・PR 情報発信

### (2) 地域おこし協力隊員活動支援（サポート体制）

- ・個々の隊員の活動内容を理解するため、隊員とヒアリングや面談を行う。
- ・地域おこし協力隊員の活動の調整、指導及び支援
- ・地域おこし協力隊員と地域住民とのつながりづくり
- ・地域おこし協力隊員の研修会の企画・運営

### (3) 活動状況報告

- ・地域おこし協力隊員の活動内容を把握し、定期的な報告を行う。
- ・地域おこし協力隊員と自治体との連携

### (4) その他、受入業務に関すること

## 3. 委託契約限度額（消費税額及び地方消費税額を含む。）

4, 584, 000円上限（内、募集等に要する経費 2,917,000円上限）  
（内、日々のサポートに要する経費 1,667,000円上限）

※令和8年3月5日付け一部改正後の国の地域おこし協力隊推進要綱  
（別添）「地域おこし協力隊」の推進に向けた財政措置について

### 1. 都道府県又は市町村の取組に対する財政措置

#### (1) 地域おこし協力隊委の募集等に要する経費

#### (5) 地域おこし協力隊員の日々のサポートに要する経費 による

#### 4. 委託期間

委託契約締結日 ~ 令和9年3月31日（水）とする。

#### 5. 打合せ

委託契約締結後、速やかに業務内容やスケジュールについて打合せを行うこと。

#### 6. その他

受託事業者は、次の各号に留意のうえ本業務を実施するものとする。

- (1) 関係法令及び実施要領を遵守するとともに、業務遂行の過程で知りえた事項について守秘義務を負うこと。
- (2) 本業務を円滑に遂行するために、町との連絡調整に努め、適宜協議を重ねることにより、業務を完遂すること。
- (3) 事故やトラブル防止に努め、地域の方や地域おこし協力隊の信用を失墜させることがないようにすること。
- (4) この仕様書に記載のない事項、疑義等については、双方協議のうえ決定する。